

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年八月二十五日第二十八号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五 十四番一地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番十 二地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百 五十四番一地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五 十三番十地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十二番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四 十八番一地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十四番四 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六 十番二十七地先まで	指定の取消しに係る道路の位置	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
十八・〇	三十九・〇	四十八・〇五	四十九・六〇	四・〇	六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	

取消番号	第一〇二号				
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号				
指定の取消しの年月日	令和七年六月二十日				
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十番十三地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十番十八地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八十四番十七地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八十四番十地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十番十地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十三番十二地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十三番十三地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松七十五番三地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十八番六地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十八番五地先まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	四十七・六〇	五十八・三四	百・五〇	八十・八三	二十二・五〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇	四・〇	六・〇	六・二	六・〇